

9.8 自然との触れ合い活動の場

9.8.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.8-1に示すとおりである。

表 9.8-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.8-2に示すとおりである。

表 9.8-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合いの活動の場調査	秋季	平日：平成25年11月28日(木) 休日：平成25年11月30日(土)	6：30～16：30
	冬季	平日：平成26年1月24日(金) 休日：平成26年1月25日(土)	6：30～16：30
	春季	平日：平成26年5月14日(水) 休日：平成26年5月11日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6：30～17：00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(平成25年8月 国土地理院)の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成24年多摩・島しょ地域」(平成26年5月 東京都都市整備局)、「調布市都市計画図」(平成25年3月 調布市)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の法令の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「調布市都市計画マスタープラン」（平成 26 年 9 月 調布市）、「調布市緑の基本計画改訂版」（平成 23 年 3 月 調布市）の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

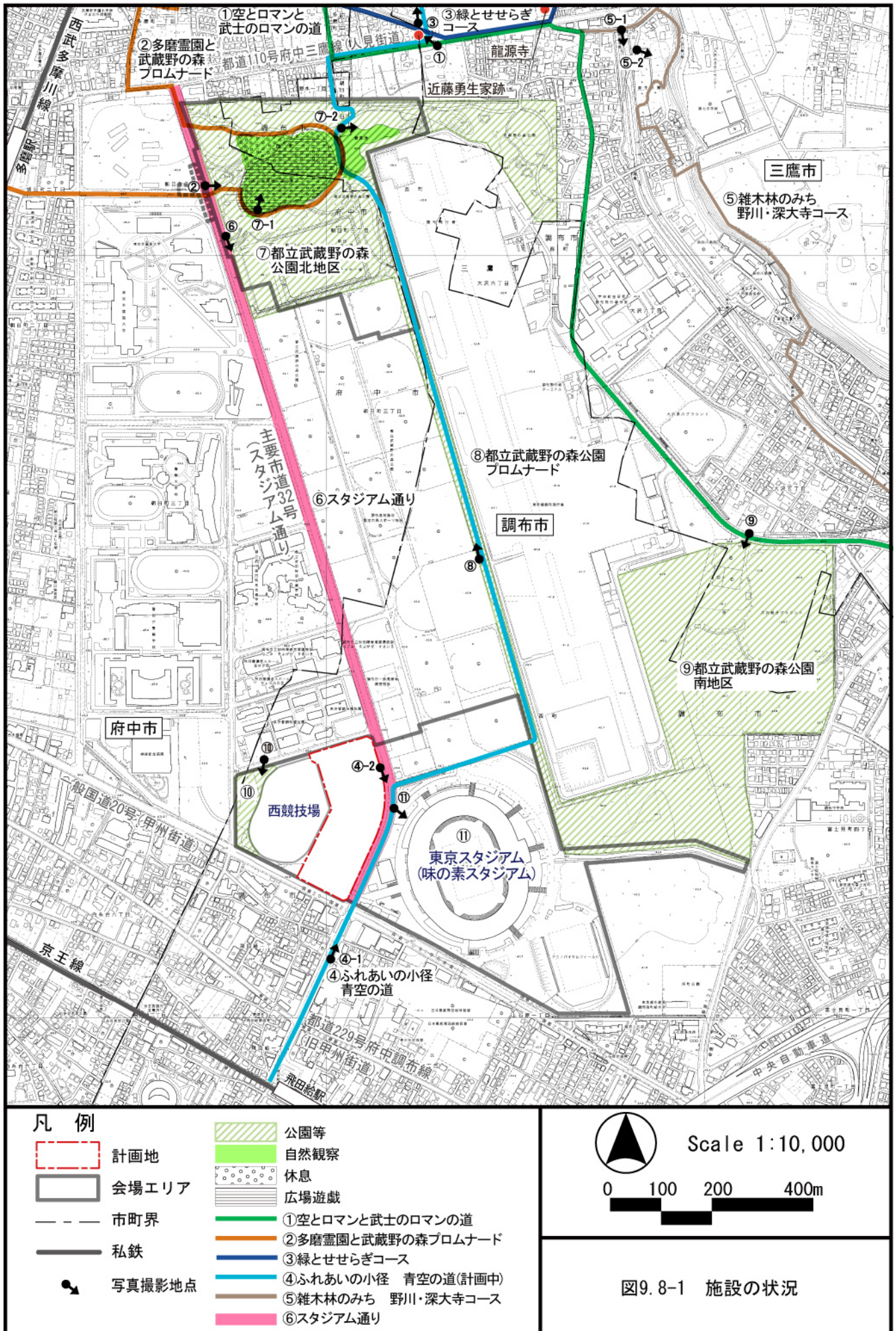
ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

調査範囲周辺は、総合スポーツ施設となっており、北側に武蔵野の森公園、南側に東京スタジアム（味の素スタジアム）、それらに挟まれる形で複数の野球場やサッカー場等がある。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.8-3、図 9.8-1 に、状況は、写真 9.8-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 9.8-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、 道路	①	空のロマンと 武士のロマンの道	調布駅→(バス)→野川公園→ 近藤勇生家跡撥雲館道場→龍 源寺(近藤勇の墓)→(バス) →調布駅(約 8.2km)	大空と緑の木々にあふれ、明 るくのびやかな散歩コース。 野川公園にはわんぱくの森、 ゲームの森、ピクニックの広 場があり、また、湧水や川遊 びが楽しめる。
	②	多磨霊園と 武蔵野の森プロムナード	多磨駅→都立武蔵野公園→都 立野川公園→都立武蔵野公園 →多磨霊園→紅葉丘文化セン ター→多磨駅(所要時間約 3 時 間 20 分、約 7.8km)	都立公園と多磨霊園を巡る コース。“武蔵野の森”の自 然が満喫できる。
	③	緑とせせらぎのコース	東小金井駅→栗山公園→小金 井神社→都立武蔵野公園→野 川→都立野川公園→東小金井 駅(所要時間約 80 分、約 6.5km)	小金井の南側、野川流域に広 がる都立武蔵野公園と都立 野川公園を巡るコース。
	④	ふれあいの小径 青空の道(計画) こみち	野川公園～武蔵野の森公園～ 東京都調布飛行場～味の素ス タジアム～飛田給駅～多摩川 (候補ルート)	公園・緑地などをつなぐ緑道 や散策路を「ふれあいの小 径」と名づけ、自然や文化や 人とふれあうことができる 環境づくりを目指す。
	⑤	雑木林のみち 野川・深大寺コース	野川公園～野川～大沢の里～ 国立天文台～深大寺植物公園 ～深大寺自然公園(約 5.2km)	野川沿いの見どころと名刹 深大寺を訪ねるコース。
	⑥	スタジアム通り	調布市西町、府中市朝日町(約 1.7km)	
公園、 広場	⑦	都立武蔵野の森公園 北地区	府中市朝日町、調布市西町、 三鷹市大沢(約 385,000m ²)	調布基地跡地利用計画を基 に整備中の公園。修景池の水 は災害時に生活用水として 活用される。プロムナードに はベンチが整備されており、 調布飛行場が見渡せる。
	⑧	都立武蔵野の森公園 プロムナード		
	⑨	都立武蔵野の森公園 南地区		
	⑩	みどりの広場	調布市西町(約 8,000m ²)	西競技場に隣接する広場。外 来種だけを取り除き、在来種 の植物のみを残す方法で植 栽の管理を行っている。
施設	⑪	東京スタジアム (味の素スタジアム)	調布市西町(約 177,000m ²)	多目的スタジアム。設立当初 は主に球技場として使用さ れていたが、現在は陸上競技 場としても利用されている。





近藤勇生家跡

① 調布めぐり（空のロマンと武士のロマンの道）



武蔵野の森公園

② 府中市ウォーキングマップ
（多磨霊園と武蔵野の森プロムナード）



野川公園

③ 小金井市湧水と遊歩道コース
（緑とせせらぎのコース）



④ ふれあいの小径 青空の道（計画中）（写真④-1）



④ ふれあいの小径 青空の道（計画中）（写真④-2）



⑤ 雑木林のみち 野川・深大寺コース（写真⑤-1）



⑤ 雑木林のみち 野川・深大寺コース（写真⑤-2）



⑥ スタジアム通り

写真 9.8-1 (1) 施設の状況



大芝生公園

⑦ 都立武蔵野の森公園 北地区 (写真⑦-1)



修景池

⑦ 都立武蔵野の森公園 北地区 (写真⑦-2)



⑧ 都立武蔵野の森公園 プロムナード



⑨ 都立武蔵野の森公園 南地区



⑩ みどりの広場



⑪ 東京スタジアム (味の素スタジアム)

写真 9.8-1 (2) 施設の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

武蔵野の森総合スポーツ施設は、武蔵野の森公園と東京スタジアム（味の素スタジアム）が隣接しており、武蔵野の森公園には、広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、東京スタジアム（味の素スタジアム）は、イベント開催時に多数の人が集まる。

利用形態としては、平日、休日共に通り抜け（通勤・通学）が最も多く確認された。通り抜けに次いで散歩、ジョギング・ランニングの利用が見られる他、平日には正午に武蔵野の森公園の広場で昼食をとる様子が見られ、休日には正午及び夕方において、散歩、広場を利用した遊戯を行っている様子が見られた。

表 9.8-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	施設名	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	空のロマンと 武士のロマンの道	調布駅北口を起点として、野川公園の緑と木々に触れ合い、新選組局長・近藤勇の史跡を訪ねて、調布離着陸場付近で小型飛行機が空に舞う姿を見るのびやかな散策コース。
	②	多磨霊園と 武蔵野の森プロムナード	都立武蔵野の森公園、野川公園と多磨霊園を巡る自然を満喫できるボリューム満点の散策コース。計画地の北側に位置し、野川や多磨霊園のサクラ並木やイチョウの大木が見られる。
	③	緑とせせらぎのコース	東小金井駅、新小金井駅を発着点とした、はけの道、都立武蔵野の森公園、野川公園を通る緑とせせらぎを楽しむ散策コース。計画地の北側に位置し、野川の緑豊かでのどかな風景が広がる市民の憩いの場となっている。
	④	ふれあいの小径 青空の道（計画中）	調布市が「ふれあいの小径計画」において検討している候補ルートの一つ。案内板や動植物や歴史等に関する解説板、休憩スポット等の充実が図られる方針である。
	⑤	雑木林のみち 野川・深大寺コース	野川公園を起点として、野川沿いの自然を楽しめる散策コース。大沢地区では三鷹市が大沢の里修景整備を進めており、はたらの里や遊歩道の整備などを行っている。
	⑥	スタジアム通り	一般国道 20 号（甲州街道）から武蔵野の森公園北地区までを結ぶ主要市道 33 号線であり、約 300 本の桜並木が市民の憩いの場となっている。散歩、ジョギング・ランニング、サイクリング等の利用も見られる。
公園、 広場	⑦	武蔵野の森公園 北地区	武蔵野の森公園は、周囲に武蔵野の森が広がり、樹木に囲まれている。北地区には、大芝生広場や修景池等がある。南地区には野球場等の運動施設の他に芝生広場等が整備されている。北地区と南地区を結ぶプロムナードは調布飛行場に沿って整備されており、ベンチが設置され、調布飛行場が見渡せる。散歩や休息、広場を利用した遊戯の利用が多く見られる。
	⑧	武蔵野の森公園 プロムナード	
	⑨	武蔵野の森公園 南地区	
	⑩	みどりの広場	西競技場に隣接する広場であり、遊歩道の両側には、高木や低木が生育し、緑地が広がっている。ベンチ等の設備はないことから、通り抜けや散歩、ジョギング・ランニングの利用が主である。
施設	⑪	東京スタジアム（味の素スタジアム）	東京スタジアム（味の素スタジアム）は、サッカーや陸上等のスポーツや、コンサート等、約 5 万人規模の集客があるイベントが実施されている。平日やイベント未開催時では、利用はほとんど見られないが、東京スタジアム（味の素スタジアム）等でのイベント時には、広場でのスポーツ利用が多く見られる。

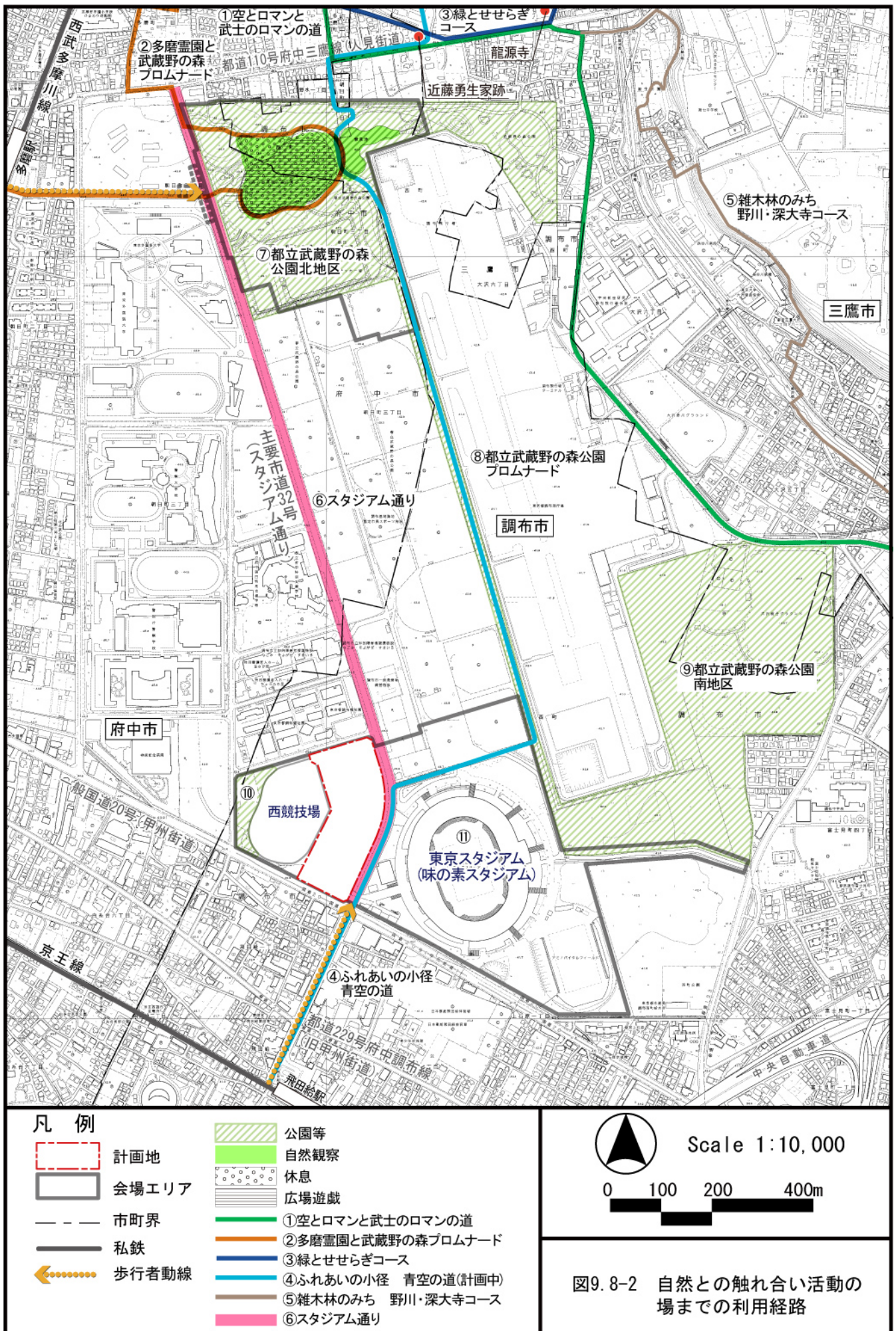
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画（4）歩行者動線計画」（p. 20 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.8-5 及び図 9.8-2 に示すとおりである。

表 9.8-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	施設名	駅名	距離	標準所用時間
遊歩道、 道路	①	空のロマンと 武士のロマンの道	調布駅	3,200m	バス約 10 分
	②	多磨霊園と 武蔵野の森プロムナード	多磨駅	0m	0 分
	③	緑とせせらぎのコース	多磨駅	550m	約 7 分
	④	ふれあいの こみち 小径 青空の道（計画中）	飛田給駅	0m	0 分
	⑤	雑木林のみち 野川・深大寺コース	多磨駅	900m	約 11 分
	⑥	スタジアム通り	飛田給駅 多磨駅	450m 400m	約 6 分 約 5 分
公園、 広場	⑦	武蔵野の森公園 北地区	多磨駅	450m	約 6 分
	⑧	武蔵野の森公園 プロムナード	飛田給駅	1.1km	約 13 分
	⑨	武蔵野の森公園 南地区	飛田給駅	1.4km	約 17 分
	⑩	みどりの広場	飛田給駅	600m	約 7 分
施設	⑪	東京スタジアム（味の素スタジアム）	飛田給駅	500m	約 5 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p. 61 参照) に示したとおりである。計画地は、河岸段丘である国分寺崖線及び立川崖線の間に形成された立川段丘上に位置し、平坦化された人為的な改変を受けた地形となっている。国分寺崖線及び立川崖線は、崖斜面に樹林地が残っている他、崖線には湧水が多く存在する。また、国分寺崖線沿いには、崖線の湧水を集水しながら野川が流下している。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 64 参照) に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用としては、主に独立住宅や集合住宅、官公庁施設、厚生医療施設等からなる市街地となっているが、計画地北側の武蔵野の森公園や野川公園等の公園、運動場等が分布している。また、計画地の大部分は未利用地となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等については、表 9.8-6 に示すとおりである。

表 9.8-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する計画等については、表 9.8-7 に示すとおりである。

表 9.8-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
調布市都市計画マスタープラン (平成 26 年 9 月 調布市)	都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、調布市の都市計画の基本的な考え方を示したものであり、調布市におけるまちづくりの総合的な指針となるものである。 計画地が位置する調布市西部地域は、北側に野川公園や武蔵野の森公園、調布基地跡地、味の素スタジアム、南側には多摩川といった広いオープンスペースを有する地域であり、武蔵野の森と多摩川の自然を生かしたふれあいと憩いのまちづくりを目標として、地域に残る自然環境と歴史・文化の環境資源の保全、市民の憩いの場となる公園・緑地の整備、河川の親水化を推進し安全で市民の憩いの場となる河川環境づくり、都市農地の保全・活用によるうろおいのある環境づくり、自然とふれあう水と緑のネットワークづくり等を方針としている。
調布市緑の基本計画 改訂版 (平成 23 年 3 月 調布市)	調布市の将来像を「庭園のまち調布」とし、「調布らしい多様な緑をまもり、活用する」、「みんなに、親しまれる緑をつくる・充実させる」、「みんなで緑をそだて、広げる」の 3 つを基本方針として、「崖線周辺の一体的な緑の保全・強化」、「地域特性や環境に応じた多様な公園・緑地づくり」、「緑化活動につなげる支援・制度の充実」等、実現のための取組を位置づけている。 基本計画における緑のまちづくり方針は以下のとおりである。 ◆地域の残る緑をまもり、活用する - 地域を特徴づける骨格的な水と緑の保全 - 武蔵野の面影を残す緑の保全・活用 ◆みんなに親しまれる緑をつくる・充実させる - シンボルとなる緑の拠点づくり - 身近な緑の拠点づくり - 水と緑のネットワークの形成 - 緑豊かな街並みの形成

9.8.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020 年東京大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとされる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と 2020 年東京大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は未利用地であり、一部駐車場として暫定利用されているため、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、図 7.2-7（p. 27 参照）に示すとおり、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと考えられる。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地周辺では、生活道路や武蔵野の森公園、みどりの広場で散歩やジョギング・ランニングの他、生活道路に設置された休憩所や武蔵野の森公園での休息等の自然との触れ合い活動が行われている。これらの自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、図 7.2-7（p. 27 参照）に示すとおり、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出することにより、利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地周辺では、生活道路や武蔵野の森公園、みどりの広場で散歩やジョギング・ランニングの他、生活道路に設置された休憩所や武蔵野の森公園での休息等の自然との触れ合い活動が行われているが、計画地内は未利用地であり触れ合い活動の利用経路にはなっていない。

事業の実施により、施設周辺の歩行者動線は図 7.2-6(2)（p. 24 参照）に示すとおり、人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としているコンコース上と、この空間に隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場への連絡が容易になることにより、周辺の自然との触れ

合い活動の場までの利用経路が充実するものと予測する。

9.8.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行い、緑化された空間を整備する。
- ・コンコースを利用して南北方向及び東西方向への移動を可能とする歩行者動線を整備することにより、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークを創出する。

9.8.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものとする。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場との間に新たなネットワークが創出されると考える。

以上のことから、計画地内に創出される植栽空間は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することから、評価の指標は満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施により、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、この空間は新たな自然との触れ合い活動として活用されるとともに、南北方向及び東西方向への移動を可能とする歩行者動線が整備されることにより、施設利用者、地域住民等が活用できる回遊性が高く、安全で快適な歩行者ネットワークが創出されると考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路が充実することにより、評価の指標は満足するものとする。